

第11次流山市交通安全計画の概要

1 第11次流山市交通安全計画策定の背景及び趣旨

流山市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の定めるところにより、国や千葉県の交通安全計画に基づき策定しています。

令和3年3月末に、国において第11次交通安全基本計画が、千葉県において第11次千葉県交通安全計画（計画期間は共に令和3年度～令和7年度）が策定されたことから、本市においても市内の陸上交通の安全を図るべく、これらの上位計画に基づき、既存の第10次流山市交通安全計画を更新し、第11次流山市交通安全計画として策定するものです。

なお、計画期間は上位計画に基づき令和3年度から令和7年度となるため、本計画には既に実施中の対策も計画として記載しています。

2 第11次流山市交通安全計画策定のスケジュール

これまで流山市市民参加条例により、市民公募委員を含めた流山市交通安全対策会議を3回開催（うち1回は書面）しており、今後、令和4年6月を目途に公表に向けた作業を進めます。

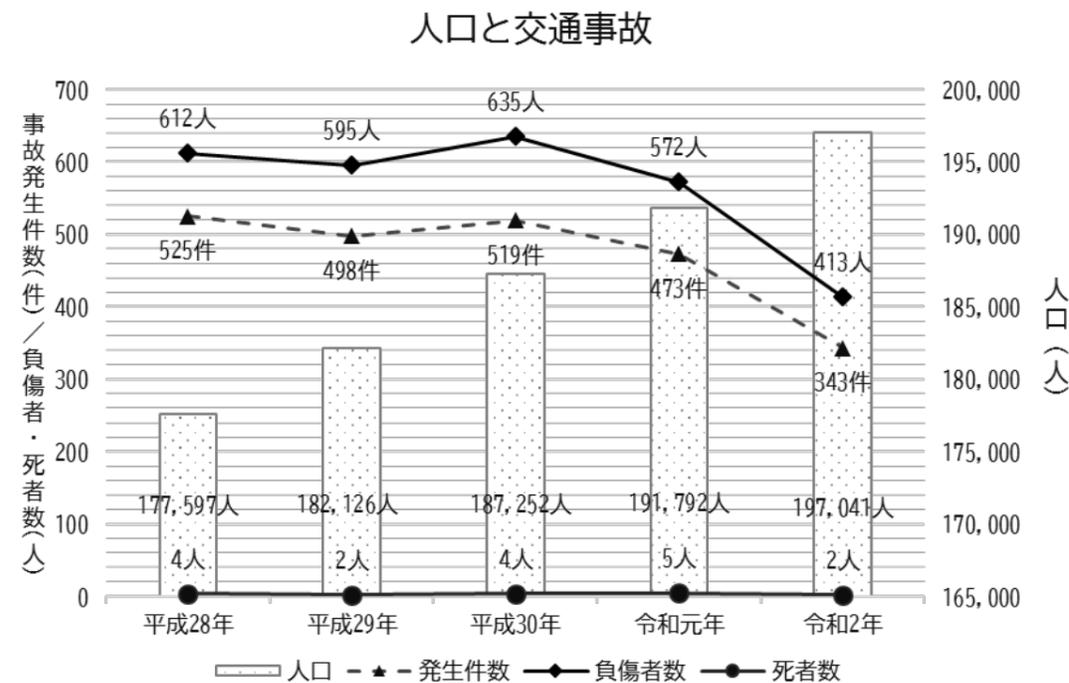
公表に向けたスケジュールは以下のとおりです。

令和4年2月14日～同年3月18日	パブリックコメント実施
令和4年3月31日	第4回流山市交通安全対策会議 答申
令和4年6月（予定）	最終報告・公表

3 計画の目標

人口が増加している中で事故件数、負傷者数ともに減少傾向にあることは、これまでの各施策の効果と考えられます。計画の基本理念に基づき、交通事故死亡者数をゼロとするほか過去5年間の減少率を考慮し、発生件数と重傷者数を下記の数値目標とします。

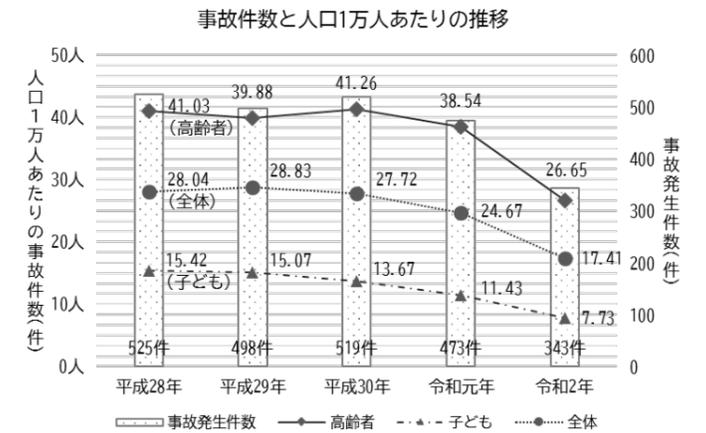
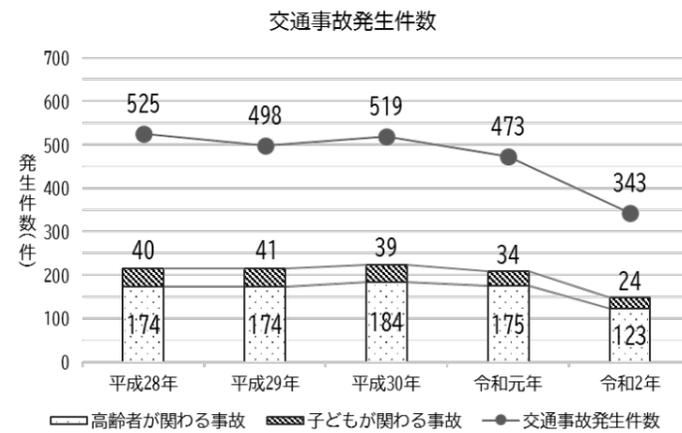
	令和元年実績	令和2年実績	令和7年目標
死者数	5人	2人	0人
重傷者数	53人	32人	30人以下
発生件数	473件	343件	300件以下



4 道路交通の安全

この5年間市内全体の事故件数は減少傾向となっていますが、今後も更なる人口増加や新たな道路網整備による交通動線の変化が見込まれることから、事故件数及び事故による負傷者数の更なる減少に向けた対策の必要性が問われています。

子どもから高齢者までが安心して道路利用ができるよう道路の特性に合わせた交通安全施設の整備を進めるほか、市民一人ひとりの交通安全に対する意識を高める啓発活動など、8つの視点に基づく5つの柱による交通安全対策を実施します。



- 8つの視点
- 1:高齢者の安全確保
 - 2:子どもの安全確保
 - 3:障害者の安全確保
 - 4:自転車の安全確保
 - 5:歩行者の安全確保
 - 6:幹線道路における安全確保
 - 7:生活道路における安全確保
 - 8:地域でつくる交通安全

- 5つの柱
- 【第1の柱】市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
 - ・交通安全啓発活動・自転車安全利用の推進
 - ・飲酒運転根絶
 - 【第2の柱】道路交通環境の整備
 - ・道路における交通安全対策の推進
 - 【第3の柱】救助・救急活動の充実
 - ・救急医療体制の整備
 - 【第4の柱】被害者支援の推進
 - ・交通災害共済への加入促進
 - 【第5の柱】交通事故の調査・分析

5 鉄道交通の安全

鉄道事故や踏切事故は、ひとたび発生すれば重大な事故につながり、多数の死傷者が生じる恐れがあるため、鉄道事業者と連携の上、鉄道交通における事故防止を推進します。

- ① 鉄道交通環境の整備
- ② 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③ 救助・救急活動の充実